

保護者の皆様

川崎市立西中原中学校
校長 田中 眞砂美

警報発表時及び自然災害発生時における対応について（お知らせ）

残暑の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。日頃から本校の教育活動について、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、「特別警報」「危険警報」および「暴風警報」・「暴風雪警報」が発表されたときの生徒の安全確保について、4月にお知らせいたしました。5月に新しい基準が示されたので、川崎市教育委員会からの通知をもとに、次のように対応してまいります。内容をご確認いただき、趣旨についてご理解くださいますようお願い申し上げます。

■「特別警報」「危険警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」発表時について

1 午前6時の時点で川崎市に「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」または「大雨・河川氾濫のレベル4防災気象情報（危険警報）」「降灰予報」のいずれかが発表された場合、あるいは発表が継続されている場合は、生徒の安全確保のため、当日一日を臨時休業とします。また、午前6時の時点で、川崎市において「特別警報」「暴風警報」「暴風雪警報」または「大雨・河川氾濫のレベル4危険警報」「降灰予報」が解除されていた場合でも、市内の全駅を含む区間で市内鉄道会社全社※が計画運休を実施している場合も、当日を臨時休業とします。

（※JR東日本、京浜急行電鉄、東急電鉄、小田急電鉄、京王電鉄）

2 「特別警報」「危険警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」以外の警報（「大雪警報」「大雨警報」等）が午前6時の時点で発表された場合、あるいは発表が継続されていた場合などについては、これまで通り、その状況に応じて学校として判断を行い、保護者の皆様にご連絡いたします。なお、登校することが危険な状況だと保護者が判断する場合は自宅で待機させてください。

3 生徒の登校後に「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」または「大雨・河川氾濫のレベル4危険警報」が発表された場合については、授業を繰り上げ、安全なうちに生徒を下校させます。ただし、下校する時間が台風等の襲来などと重なる恐れのある時は、生徒を学校で待機させるなどの安全措置を講ずることがあります。また、「特別警報」「危険警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」以外の警報が出た場合、計画運休が発表された場合並びに警報等が出ていない場合でも、天候の悪化が予想され、生徒の下校に重大な支障をきたす恐れのある場合に、学習途中で下校させるかどうかについては、その都度学校が判断いたします。

いずれの場合も、授業を繰り上げ、学習途中で下校させるようなときは、メール配信等でお知らせいたします。

4 その日一日を臨時休業と決定した場合、途中で天候が回復しても登校時刻を繰り下げて授業を実施することはいたしません。ただし、通学路の安全を確認したうえで、部活動や委員会活動など放課後の生徒の活動について実施することがありますが、その際はマチコミ配信・学校ホームページ等でご連絡いたします。

（裏面あり）

■地震発生時の生徒の安全確保について

1 臨時休業について

川崎市内のいずれかの地域（中原区とは限りません）に、震度5強以上の地震が発生した場合は、すべての川崎市立学校において、発生した日の翌日を一斉に臨時休業にいたします。

もし、発生時刻が始業時刻前の場合は、発生した当日についても臨時休業にいたします。（登校時間帯に重なり、登校してしまったお子さんについては学校でお預かりします。）

また、発生した日が休日、休日前（例えば金曜日）の場合は、休日明けの平日を臨時休業にします。
また、休日明けの平日が課業日でないとき（夏季休業や振替休日等）は、生徒の学校での活動をすべて中止といたします。

なお、施設設備や地域における被災状況を踏まえて、生徒の安全確保を図るために、校長の判断で引き続き臨時休業や登校時刻を変更する場合があります。

2 生徒の下校

授業など学校での教育活動中に、川崎市内のいずれかの地域（中原区に限りません）に、震度5強以上の地震が発生した場合は、交通状況や周囲の安全を確認した上で集団下校を行います。また、学区外から登校している生徒については、学校で周辺の状況を確認して対応します。サポート級の生徒については学校に留め置き、保護者に直接引き渡します。

なお、下校について学区外・サポート級以外で特別な配慮が必要な方は、ご家庭でご相談のうえ、学校管理職までお申し出ください。

■大規模な風水害による緊急避難場所開設に伴う学校の臨時休業等の措置について

- 1 発令された警戒レベルにかかわらず①緊急避難場所が開設された。②実際に大規模避難等があった。
③翌日からの教育活動が困難だと校長が判断した。

以上の全てに該当する場合は、緊急避難場所が閉所され業務が終了した時刻が属する日とその翌日は臨時休業となります。

- 2 緊急避難場所が開設されたことのみをもって、臨時休業とするものではありません。避難者が少なく、学校運営に支障がない場合は、学校は生徒の安全に配慮して教育活動を行います。

- 3 施設設備や地域における被災状況を踏まえて、教育活動の安全確保を図るために、引き続き臨時休業や登校時刻の変更等を行う場合があります。

※上記において、いずれの場合も、マチコミ配信・学校ホームページ等でお知らせいたします。

■その他

臨時休業日の遠足・修学旅行・自然教室・体験学習は原則として、延期・中止とします。

火山噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に気象庁から降灰予報が発表されます。

上記の点について、ご不明な点がある場合は、副校長または教頭(777-2239)まで御相談ください。